

その5（建築物以外の路外駐車場用）

整備項目表

施設の所在地	
施設の名称	

整備基準		内容等	※	図面番号	
1 出入口	出入口の構造 (1以上)	ア 幅は、内法 ^{のり} 80cm以上	内法 ^{のり} cm		
		イ 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。	適・否		
2 車いす使用者用駐車施設	(1) 車いす使用者用駐車施設の設置 (1以上)		有・無		
	(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア 出入口からの経路の長さが、できるだけ短くなる位置への設置	適・否		
		イ 幅は、350cm以上	幅 cm		
		ウ 車いす使用者用駐車施設である旨の見やすい表示	有・無		
3 駐車場内の通路	出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内通路の構造 (1以上)	ア 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		イ 階段又は段の有無	有・無		
		(ア) 手すりの設置	有・無		
		(イ) 色等により段を識別しやすい。	適・否		
		(ウ) つまづきにくい構造	適・否		
		傾斜路の構造	a 手すりの設置（こう配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分を除く。）	有・無	
			b 側壁のない傾斜路に、両側に高さ5cm以上の立ち上がりの設置（こう配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分を除く。）	有・無	
			c 色等により識別しやすい。	適・否	
			d 幅は、内法 ^{のり} 120cm（階段に併設する場合は90cm）以上	適・否	
			e こう配は、1/12（高さ16cm以下の場合は1/8）以下	こう配 1/以下	
			f 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置（こう配1/20を超えるものに限る。）	踏幅 cm	
		(オ) 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無		
		ウ 幅は、内法 ^{のり} 120cm以上	内法 ^{のり} cm		
		エ 50m以内ごとに車いすが転回できる部分の設置	有・無		
オ 戸は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がない。	適・否				
カ 排水溝に、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置	有・無				

備考1 内容等の欄は、各項目について該当するものを○で囲み、又は必要な数値を記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。